

ごみ処理広域化基本計画

【概要版】

目次

1 基本計画の趣旨	1
1. 基本計画の背景と趣旨	1
2. 基本計画策定にあたっての基本条件	1
2 廃棄物処理の現状と課題	2
1. ごみ排出・処理量	2
2. ごみ処理広域化に伴うごみ処理の課題	3
3 広域処理システムの考え方	4
4 ごみ処理広域化基本計画	5
1. ごみ処理広域化の基本理念	5
2. ごみ処理広域化の基本方針	5
3. ごみ排出・処理に係る目標	6
4. 基本方針に基づいた施策の方向性	8
5 広域処理開始までの想定スケジュール	11

平成22年10月

北アルプス広域連合

1 基本計画の趣旨

1. 基本計画の背景と趣旨

北アルプス広域連合（以下、「本広域連合」という。）の各市町村（大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村）は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減とともに、ごみの減量化やリサイクルの推進等を図るため、ごみ処理の広域化を検討しています。

平成 16 年度には、ごみ処理の広域化を推進するため「ごみ処理広域化基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。その後は引き続き、ごみ処理施設の候補地の選定及び施設整備に向けた具体的な検討を行い、広域化に向けた準備を進めてきましたが、選定した候補地について、地元住民から理解が得られませんでした。

そこで、学識経験者や公募による住民代表者等で構成する「ごみ処理施設検討委員会」を発足し、前回の検討を白紙に戻した状態で改めて用地選定を行い、併せて本計画についても、策定から数年が経過しているため、ごみの排出状況や施設の処理方式などの変化をとらえ、時勢に合わせた見直しを行いました。

ただし、池田町及び松川村については、穂高広域施設組合にてごみ処理を行っていることから、本広域連合でのごみ処理広域化の対象区域からは除外されています。

2. 基本計画策定にあたっての基本条件

計画目標年次：平成 29 年度

（基本計画開始年度：平成 22 年度）

**対象とする
廃棄物**

対象区域から発生する一般廃棄物（ごみ）
（家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物）

2 廃棄物処理の現状と課題

1. ごみ排出・処理量

■ごみの排出量

対象区域におけるごみの総排出量は、対象地区全体では平成 15 年度以降減少傾向にあり、各市村においても近年は減少傾向にあります。

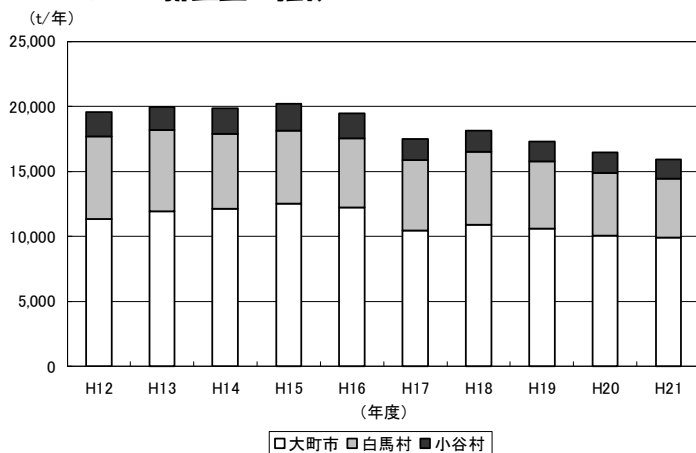
■資源化率

対象区域における資源化率は、平成 21 年度は、各市町で約 17~21%、地区全体で約 20%であり、地区全体で見るとほぼ全国平均と同程度となっています。

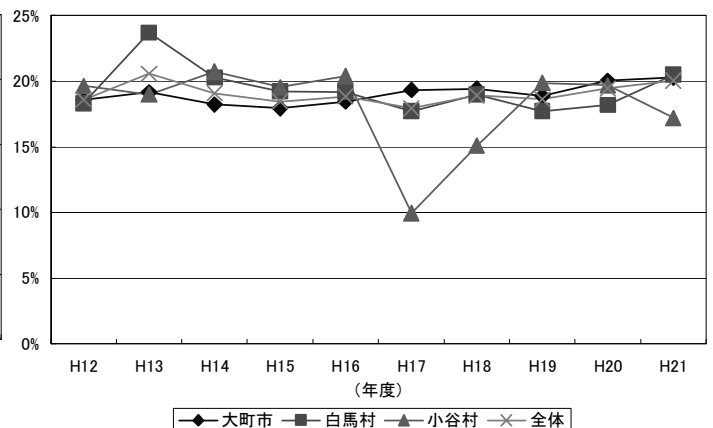
■ごみ焼却量

対象区域におけるごみ焼却量は、対象地区全体では、平成 15 年度以降のごみの総排出量の減少に伴い、減少傾向にあります。

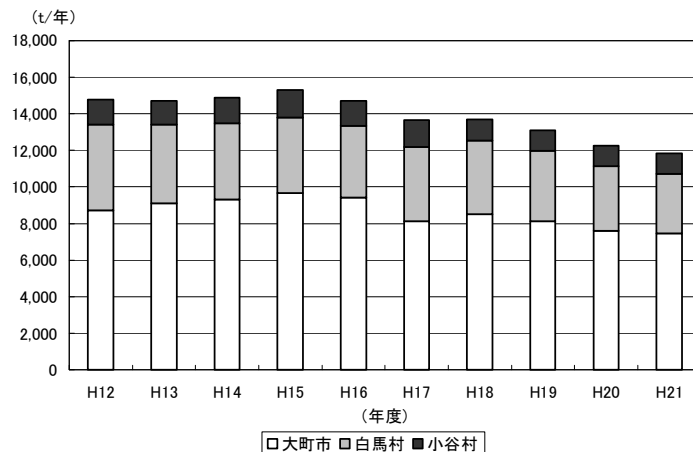
<ごみの排出量の推移>



<資源化率の推移>



<ごみ焼却量の推移>



2. ごみ処理広域化に伴うごみ処理の課題

■排出抑制の面より

- ・引き続き、対象区域の構成市村ごとに排出抑制対策を実施することが必要です。

■資源化の面より

- ・引き続き、対象区域全体としての資源化施策を推進していくことが必要です。
- ・資源物についても広域で処理する際には、分別品目や収集回数の統一を順次図っていく必要があります。

■収集運搬の面より

- ・ごみ処理の広域化により処理施設が集約化されますが、運搬距離が長くなるため、収集運搬にかかる負担が大きくなることが考えられます。
- ・地域全体として直接搬入ごみが非常に多いため、直接搬入経費についてもできるだけ削減できるような対策を検討する必要があります。

■中間処理の面より

- ・現在、ごみ焼却施設は対象区域内に2箇所あり、いずれも稼動から20年以上経過しており、また、未補修箇所の一部には老朽化の傾向も見られます。このような状況から、できるだけ早期に新たな焼却施設を整備する必要があり、その整備に向け、引き続き検討を進める必要があります。

■最終処分の面より

- ・現在、対象区域で最終処分場を有しているのは大町市のみとなっています。また、大町市の最終処分場（大町市グリーンパーク）も使用期限を平成38年度と定めている状況です。広域化にあたっては、最終処分の方法について引き続き検討を進める必要があります。

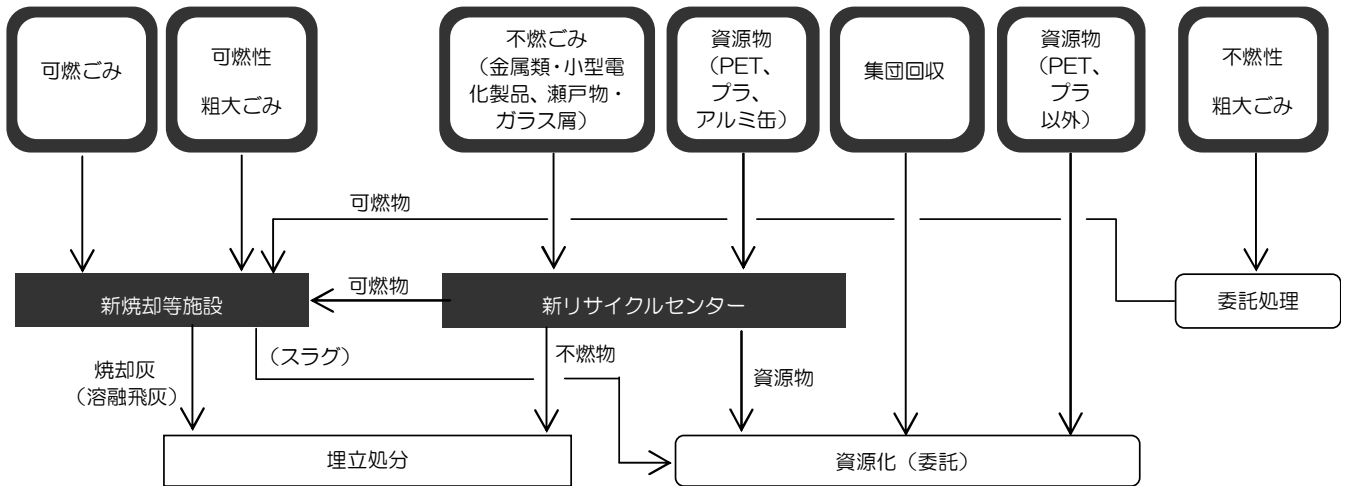
■その他

- ・ごみ処理施策の実施にあたっては、事業系ごみ対策、ごみ処理費用の削減等についても考慮しつつ検討を進める必要があります。

3 広域処理システムの考え方

<将来のごみ処理フロー>

生ごみについては、広域統一処理は行わず、引き続き各市村にて取組みの推進を図ることとしますが、今後も広域連合及び市村間で情報を共有していきます。



- ・ ペットボトル、プラスチック製容器包装類については自区内処理を目指すこととし、大町市環境プラントリサイクルパークを有効活用します。
- ・ アルミ缶については、不燃ごみ（金属類、瀬戸物・ガラス屑）とともに、新施設へ搬入・保管した後、民間の資源化業者へ処理委託します。
- ・ それ以外の資源物については、現状の処理体制を維持し、民間の資源化業者へ処理委託します。

■分別区分

- ・ 新施設稼働時までには、白馬村及び小谷村において資源物としてのアルミ缶の分別収集の開始を目指すとともに、その他の品目についても、将来的には3市村において、現在の大町市の分別区分に統一することを目指します。
- ・ 新施設へ搬入される直接搬入ごみについても、原則として同一の分別区分とします。

■広域化処理の対象物

可燃ごみ、粗大ごみ（可燃性）、資源物の一部

■大町市環境プラントリサイクルパークの管理移管について

- ・ 大町市環境プラントリサイクルパークの管理は本広域連合に移管し、広域連合内のごみ処理施設として総合的な管理を行うことにより、効率的な処理を目指します。

■新リサイクルセンターの立地場所について

- ・ 新リサイクルセンターの立地場所については、基本的には新焼却等施設と同一敷地内としますが、仮に、新焼却等施設の場所が大町市環境プラントリサイクルパークの近隣となった場合は、別の場所に設ける方向とします。

4 ごみ処理広域化基本計画

1. ごみ処理広域化の基本理念

環境負荷低減を目指した循環型社会を構築する

ごみ処理広域化にあたっては、大きな目的である環境負荷の低減を目指すとともに、「自然環境に恵まれた観光地」という地域の特性に配慮し、減量化、資源化を推進することにより循環型社会の構築を目指すことが重要です。そこで、対象区域では、環境負荷低減を目指した循環型社会を構築することを理念として掲げ、この実現に向けたごみ処理システムを作り上げます。

2. ごみ処理広域化の基本方針

ごみ処理広域化の基本理念を達成するためには、1市2村がそれぞれの役割を果たすとともに、住民や事業者にも働きかける必要があります。

以下に、対象区域におけるごみ処理広域化の基本方針を示します。

4R (Refuse、Reduce、Reuse、Recycle) を前提としたごみ処理システムを構築します。

適正処理の前段部分であるリフューズ (Refuse : 発生抑制)、リデュース (Reduce : 排出抑制)、リユース (Reuse : 再使用)、リサイクル (Recycle : 再生利用) を推進し、中間処理量や最終処分量の削減を図ります。

環境負荷を低減するごみ処理システムを構築します。

ごみ処理広域化による施設の集約化、連続稼働により、ダイオキシン類等の有害物質の排出量を極力削減します。また、周辺の豊かな自然へ与える影響を極力低減することにより環境の保全に努めます。

対象区域内処理を前提としたごみ処理システムを構築します。

対象区域内から発生するごみについては、資源化を含む中間処理から最終処分までを対象区域内において処理することを前提とします。

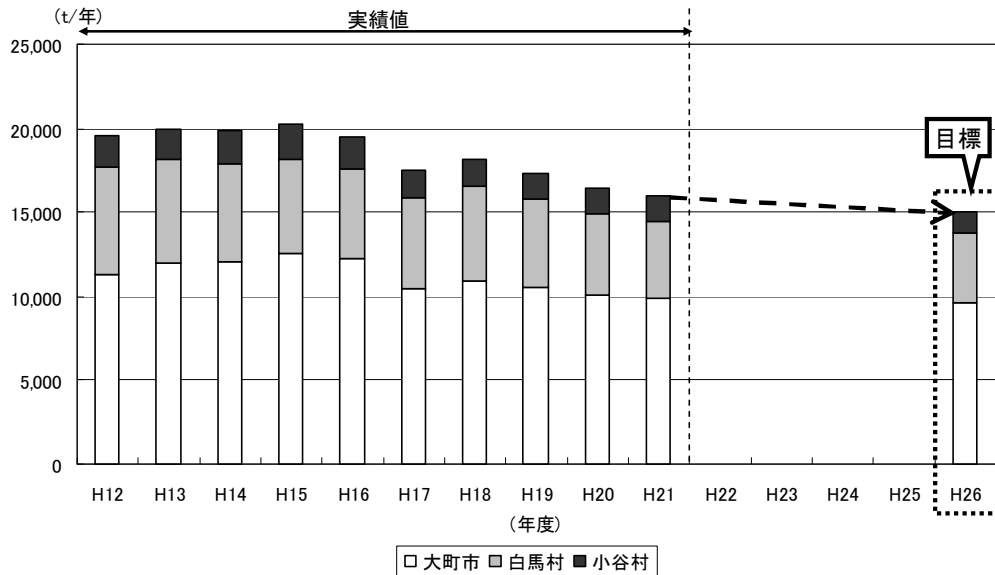
効率的なごみ処理システムを運用します。

処理施設の集約化に伴うごみ処理経費の削減や、エネルギーの有効利用など、広域化のメリットを活かした効率的なごみ処理システムを運用します。

3. ごみ排出・処理に係る目標

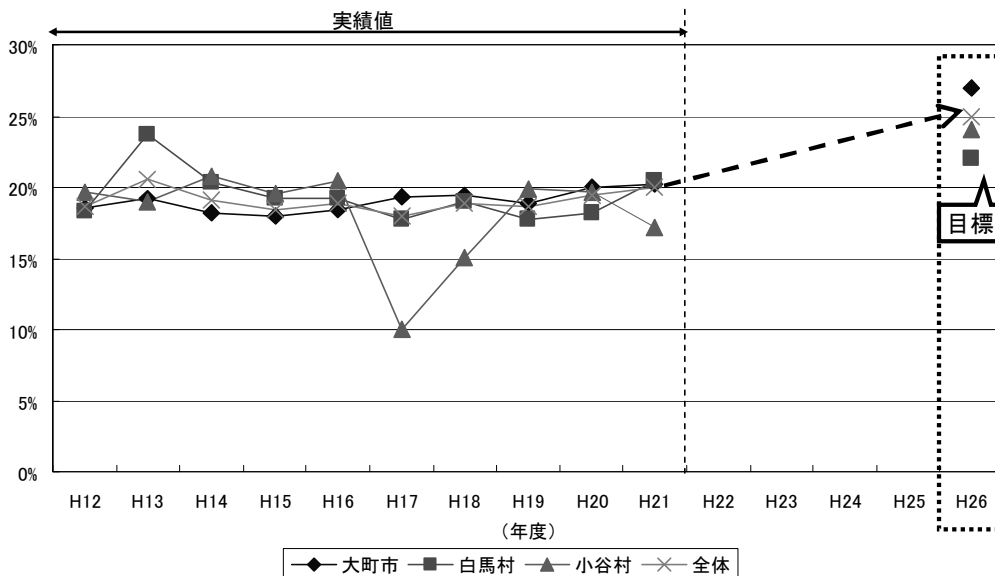
■ごみの排出量に関する目標

平成 26 年度は、平成 19 年度と比較して、総排出量（自家処理量含む）を 13%削減します。
 (大町市：-10% 白馬村：-18% 小谷村：-20%)



■資源化率に関する目標

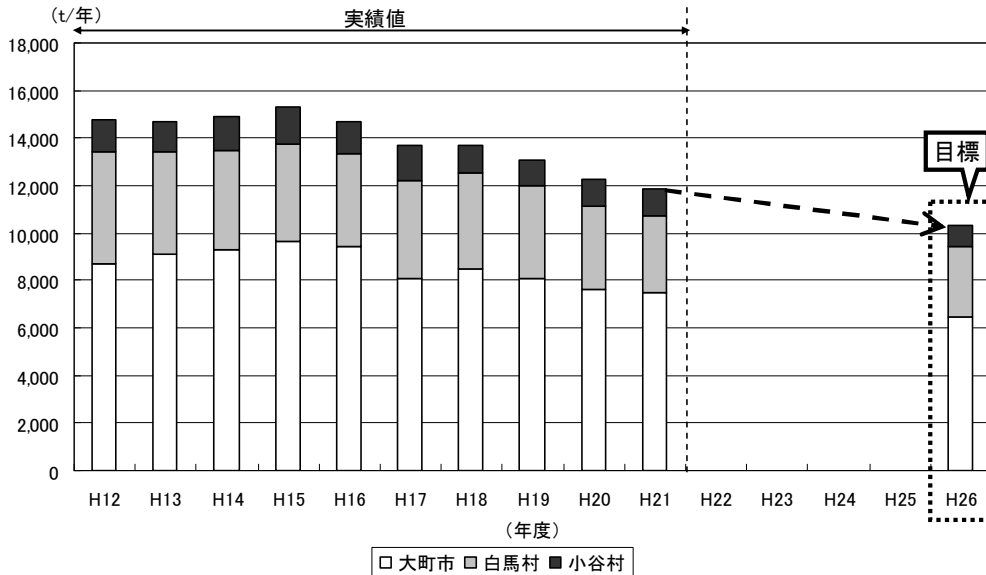
平成 26 年度は、資源化率を 25%に引き上げます。
 (大町市：27% 白馬村：22% 小谷村：24%)



■ごみの焼却処理量に関する目標

平成 26 年度は、平成 19 年度と比較して、焼却処理量を 21%削減します。

(大町市：-20% 白馬村：-22% 小谷村：-24%)



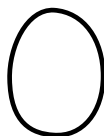
□ 目標の達成に向けて □

これらの目標を達成するためには、1人1人がごみの排出量を減量する必要があります。

減量が必要な1人1日あたりのごみの排出量は、各市村によって異なりますが、平成19年度時点よりも概ね50~250gとなります。

住民1人1人の毎日の取り組みが、ごみの排出量の減量や資源化率の向上、ごみの焼却処理量の削減につながります。

~ごみの重さの目安~



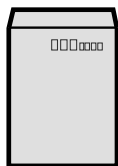
タマゴ
50 g



牛乳
牛乳パック
30 g



アルミ缶
20 g



A4 版封筒
16 g



スナック
スナック菓子の袋
8 g

4. 基本方針に基づいた施策の方向性

本広域連合は、大町市、白馬村、小谷村と連携・協力して、ごみ処理広域化に向けて以下の施策を推進していきます。

1. 排出抑制計画
環境教育等の普及啓発活動の強化【市村】
包装類や使い捨て商品の削減に関する事業者等への働きかけの実施【市村】
住民・事業者との協力体制の構築【市村】
排出抑制推進のための仕組みづくりの検討【市村、広域連合】
2. 資源化計画
環境教育等の普及啓発活動の強化（再掲）【市村】
紙類の資源化の推進【市村】
生ごみの資源化の推進【市村】
事業者に対する指導の実施【市村】
資源物の広域処理【広域連合】
資源物持込施設の検討【市村、広域連合】
分別品目の統一化【市村】
事業系資源物のリサイクルルートの確保【市村】
新たな資源化可能物の調査・研究【市村、広域連合】
3. 収集運搬計画
広域処理に伴う収集運搬体制の整備【市村】
収集品目の統一化【市村】
集積所の整備【市村】
4. 中間処理計画
広域可燃ごみ焼却等施設の整備【広域連合】
広域リサイクルセンターの整備【広域連合】
施設稼働後の管理体制の検討【広域連合】
大町市環境プラントリサイクルパークの本広域連合への管理移管【市、広域連合】
大町市環境プラント、白馬山麓清掃センターの解体の検討【市村、施設組合】
5. 最終処分計画
将来の最終処分方法の検討【市村】
6. 施策推進計画・その他
民間活力を利用した事業手法の検討【広域連合】
過渡期における既存施設での安定処理の確保【市、施設組合】
広域組織体制構築に向けた準備【広域連合】
積極的な情報公開、住民参加【市村、広域連合】
不法投棄対策の充実【市村、広域連合】

～住民・事業者の役割～

○住民の役割

排出者として・・・

- ◆ごみの排出者としての自覚・責任を持ち、ごみを減らすために率先して行動します。
- ◆ごみの減量化・資源化や環境に配慮したライフスタイルの確立を心がけます。
- ◆地域のリサイクル活動や環境学習に積極的に参加します。
- ◆市村のごみ出しルールにしたがう、集団回収に積極的に参加するなど、市村による資源化・適正処理への協力を行います。



【具体的な行動例】

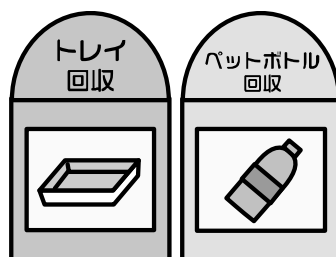
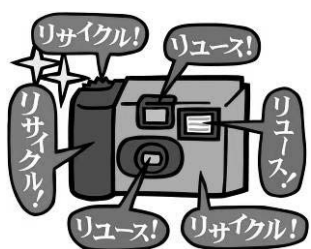
- ・無駄なものは買わない
- ・生ごみを極力出さない（食べ残さない、水切りをする など）
- ・無駄な包装類を断る
- ・マイバッグ、マイカップ等を利用する
- ・壊れたものを修理して利用する
- ・再生品を利用する
- ・資源を分別して排出する

など

○事業者の役割

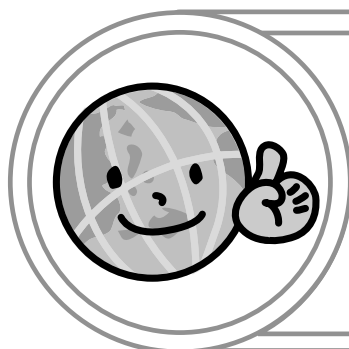
生産者として・・・

- ◆ごみの減量を常に意識し、生産・流通・販売等の段階で、商品やサービスがごみにならないような工夫に努めます。
- ◆資源物や処理困難物等の回収に努めます。



排出者として・・・

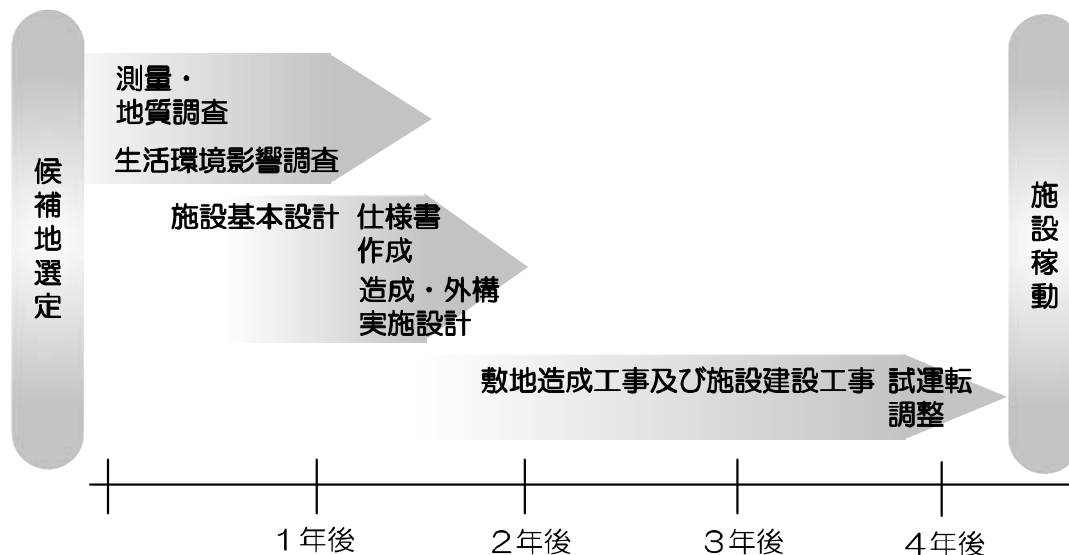
- ◆ごみ排出者としての自覚・責任を持ち、包装類の削減や使い捨て商品の抑制等、極力ごみを出さない事業活動を心がけます。
- ◆販売店回収の拡大を図り、住民の資源化の機会拡大に努めます。
- ◆市村や住民のごみの減量化・資源化に向けた取り組みに協力します。



ごみの減量化・リサイクルの推進は、住民・事業者・行政の3者が協力して取り組むことが必要です。

5 広域処理開始までの想定スケジュール

対象区域では、ごみの広域処理を平成26年度より開始することを目標としています。なお、広域処理の実施までには、長期間にわたり、様々な手続きを踏まえる必要があるため、説明会などで住民の理解を得ながら推進していきます。



ごみ処理広域化基本計画 【概要版】

平成22年10月発行

■ 編集・発行 ■

北アルプス広域連合 総務課ごみ処理広域化推進係

〒398-0002 大町市大字大町 1058 番地 33

TEL : 0261-22-6764

FAX : 0261-22-7011

E-mail : kitaalps@kita-alps.omachi.nagano.jp

ホームページ : <http://www.kita-alps.omachi.nagano.jp/>